平成２７年（フ）第４８号
佐賀市本庄町大字袋359番地２　カルム赤松103号
債務者　古賀　純子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６２号
佐賀県鳥栖市村田町154番地１　フェリーチェ三本松101
債務者　北島　ゆみ
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６４号
佐賀市八丁畷町11番６号　熊野アパート201号
債務者　高椋　　猛
1　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９７号
埼玉県上尾市大字平方3501番地１　上尾丸山団地３―501
債務者　松田　靖基
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
埼玉県川口市大字安行吉蔵66番地の１　ラポールハイツⅡ202号
債務者　永谷　静香（旧姓日向）
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７７号
愛知県岡崎市日名西町７番地３、前住所愛知県岡崎市日名南町10番地12　パークフロント和光202
債務者　加藤　景子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
大阪府和泉市和気町４丁目１番９―205号、前住所大阪府和泉市和気町２丁目７番23―３号
債務者　西山　健太
1　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
大阪府泉大津市東豊中町１丁目３番３―409号、事業所所在地大阪府和泉市府中町１丁目10番５号
債務者　喫茶えにしぃこと　平山ヤヱ子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
大阪府岸和田市紙屋町13番24号
債務者　東出　昌裕
1　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
大阪府岸和田市土生町８丁目６番10―101号
債務者　東出美代子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
大阪府岸和田市額原町411番地
債務者　上野智栄子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
大阪府貝塚市久保437番地１
債務者　髙嶋　亜季
1　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
静岡県御殿場市茱萸沢1276番地　七福ビル404
債務者　小島　利昭
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
堺市堺区永代町６丁１番９―303号
債務者　初野　智美
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
堺市堺区翁橋町１丁２―14　エヌエムシス303号、住民票上の住所堺市北区新金岡町１丁２番10―201号
債務者　加藤　大輔
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
北海道帯広市西23条南３丁目31番地　新緑８号棟101号室
債務者　谷口　　勇
1　決定年月日時　平成27年４月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
新潟県胎内市大川町４番14号
債務者　飛鳥　真一
1　決定年月日時　平成27年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部